

平成29年度 第6回天童市農業委員会総会 会議録

平成29年8月14日(月)午前10時00分 第6回天童市農業委員会総会を
天童市役所5階会議室に招集した。

1 出席した委員

1番	堀越重助	11番	佐藤善治
2番	那須桂子	12番	三宅藤義
3番	熊澤八弘	13番	松田康政
4番	齋藤照一	14番	太田博巳
5番	横山愛	15番	梅津節子
6番	秋保茂男	16番	今野滋
7番	原田洗一郎	17番	細矢幸市
8番	長谷川喜久	18番	佐藤悦雄
9番	遠藤市雄	19番	片桐久雄
10番	清野貢市		

2 欠席した委員

なし

3 遅刻した委員

なし

4 出席した事務局職員

局長	大内淳一	局長補佐	今田明
主事	布施雄基		

5 議事日程

別紙日程のとおり

6 議 事 午前9時50分 開会

議 長 (議事に先立ち、会長のあいさつ)
議 長 去る8月9日付け天童市農業委員会告示第15号にて招集しました、平成29年度第6回天童市農業委員会総会を開会します。

議 長 本日の総会は全員出席ですので開会します。
議 長 日程第3号議事録署名の指名をします。3番、熊澤八弘委員、4番、齋藤照一委員の両名にお願いします。

議 長 日程第4の委員長報告をお願いします。原田洸一郎農業振興常任委員長。

原田委員長 総会に先立ちまして9時より第2回の農業振興常任委員会を開催しました。協議の内容については、水稻の作況調査並びに最適化の推進に関する意見についてなどです。詳細は後ほど農地最適化調整会議で説明します。

議 長 遠藤市雄運営委員長。

遠藤委員長 本日9時半より第2回の運営委員会を開催しました。9月13日の総会の開始時間を変更し、午後1時30分と決定しました。詳細は最適化調整会議で説明します。

議 長 事務処理報告をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局長 事務処理について総会資料等に基づき報告する。

(資料に基づき説明)

総会資料1ページの地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について報告する。

総会資料2ページの農地改良受付状況について報告する。

総会資料3～4ページの農地法第3条の3第1項の規定による届出受付状況について報告する。

総会資料5ページの農地法第4条第1項第8号の農地転用許可事項確認について報告する。

総会資料6ページの農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について説明する。

議 長 事務処理報告が事務局からありましたが、何か皆さんからご質問等ありませんか。

非農地証明の6番で3人の名前がありますが共有地なのですか。

布施主事 3人共有名義の土地になっております。

議 長 承認第6号 農地法第18条第6項の規定による審査について上程いたします。事務局の説明を求めます。

布施主事 総会資料（7ページ）説明する。

議 長 このことについて何か皆さんからご質問、ご意見ありませんか。

那須 委員 18条の合意解約の件ですが、貸人借人両者の文書による申請があれば必ず承認となるのでしょうか。

議 長 事務局。

事務局長 合意解約については、事務局窓口に申請書類を準備しております。貸人借人両名から解約書に記入いただければ、許可ではなく承認の形式をとります。事務処理の流れは書類を事務局にて受付し、総会にて受理した後、申込人両名に解約書の文書が送付されます。

議 長 その他、ご異議ございませんか。
（ありません、の声）

議 長 承認第6号 農地法第18条第6項の規定による通知の審査につきましては、異議なしと認め承認します。

議 長 議第23号 農地法第3条の規定による許可について上程します。事務局の説明を求めます。

布施主事 総会資料（8ページ）説明する。

議 長 地元農業委員の調査員の結果を求めます。

清野委員 1番、清野貢市委員。

清野委員 申請地は受人が現在耕作している農地の隣接地であり、事由の通り問題ありません。

議 長 2番、佐藤悦雄委員。

佐藤(悦)委員 事由の通り問題ありません。

議 長 3番、太田博巳委員。

太田委員 受人である●●さんは以前より申請地を耕作しており、そこを買取るということで問題ありません。

議 長 4番の農地は神町の駐屯地の隣であり、経営移譲に伴う特定処分農地の再設定を使用貸借にて親子間にて締結するものであります。東根市の農業委員会にも確認済みであり、問題はありません。

議 長 5番、三宅藤義委員。

三宅委員 耕作不便農地でありましたが、受人からの強い要望があり、申請に至りました。事由の通り問題ありません。

議長 地元農業委員の報告によると事由の通り問題なしということですが、皆さんからご異議ございませんか。

議長 細矢幸市委員。

細矢委員 1番の受人である●●は福島県に住所を置く法人とのことですが、農地の貸借は可能なのでしょうか。

議長 事務局。

布施主事 受人の●●は、バイオマスエネルギーや、たい肥等の農業関連技術を主産業とする一般法人であります。所在が福島県となっておりますが天童市久野本にも営業所があります。一般の法人でありますので、農地の売買はできません。賃貸借の設定は可能ですが、申請許可後、農地を適正に管理できなかつた場合には、所有者または農業委員会から賃貸借の解消を行うことが可能な、解除条件付きの賃貸借という契約となります。なお、●●は4年前から天童市内の農地を借りて野菜を中心に耕作しております。

議長 最初に申請がきた際は、成生地区でパパイヤを栽培する計画でしたが、現在はどのような状況でしょうか。

清野委員 成生地区では当初パパイヤを栽培していましたが定着せず、他の野菜を栽培している模様です。

議長 その他、ご異議ございませんか。

(ありません、の声)

議長 異議なしと認めます。議第23号農地法第3条の規定による許可につきましては異議なしと認め、許可することに決めます。

議長 議第24号 農地法第5条の規定による許可について上程いたします。事務局の説明を求めます。

今田補佐 総会資料(9ページ)説明する。

番号3、受人である●●代表の●●さんから取下げ願いが出ておりますので、削除をお願いします。事業の内容の関係で調整が必要となり、来月以降改めて許可申請を出すとのことです。

議長 地元農業委員ならびに、調査委員の調査の結果を求めたいと思います。地元農業委員からお願いします。

- 議 長 1 番、清野貢市委員。
- 清野委員 1 番と 2 番は隣接しており合わせて報告します。申請地と住宅地が隣接しており、問題ありません。
- 議 長 調査会の調査の結果を求めます。
- 議 長 堀越重助委員。
- 堀越委員 8 月 4 日に那須桂子委員清野委員と調査した結果、いずれも問題ありません。
- 議 長 地元農業委員並びに調査員の調査の報告によると、事由の通り問題なしということですが、皆さんからご異議ございませんか。
- 議 長 今野滋委員。
- 今野委員 贈与の場合も面積制限等はあるのでしょうか。
- 議 長 事務局、説明願います。
- 事務局長 贈与に面積制限はありませんが、贈与税が発生するかは土地の価格次第です。
- 議 長 面積の制限はないそうです。
- 議 長 今田補佐。
- 今田補佐 先ほどの面積の説明の補足です。番号 1、番号 2 とも、市街化調整区域でありますので、農地転用の他に都市計画の開発許可というものがようになります。その規定の中に、市街化調整区域の一般住宅は 5 0 0 m²までの面積の制限がありますが、どちらの申請も制限の範囲内ですので、問題ありません。
- 議 長 贈与には面積の制限はありませんが、家を建てる場合、市街化調整区域では 5 0 0 m²の制限があるということです。
- 議 長 その他ご異議ございませんか。
- (ありません、の声)
- 議 長 議第 2 4 号 農地法第 5 条の規定による許可につきましては異議なしと認め、許可することに決めます。

以上をもちまして平成 2 9 年度第 6 回天童市農業委員会総会を終了いたします。

(終了 午前 1 0 時 4 0 分)